

独立行政法人 水資源機構 分任契約職  
木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 IoT雨量計購入
- 2 納 入 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27 岩屋ダム管理所
- 3 納 期 令和8年3月25日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。  
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「試験・測量・測定・観測・監視機器」の認定を受けており、かつ、営業品目を「雨量計」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
  - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
  - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
  - 3)提出期限 **令和8年2月25日 12:00 まで**
  - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所  
**TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221**
  - 5)質 問 書 提出期限 **令和8年2月13日 12:00 まで**  
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
  - 6)見 積 回 数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年2月26日12:00までとします。
  - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
  - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
  - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

# I O T 雨量計購入

## 仕様書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構  
木曾川上流ダム総合管理所

## 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する IoT 雨量計購入（以下「本購入」という。）に適用する。

## 第2節 購入内容

### 1. 購入機器

IoT 雨量計 1 式（詳細は第3節 納入機器の仕様のとおり）

### 2. 納期

令和8年3月25日まで

### 3. 納入場所

岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27 岩屋ダム管理所

## 第3節 納入機器の仕様

### 1. 概要

IoT 雨量計は、雨量計がカウントした雨量データを LTE 回線を使用して IoT プラットフォーム（クラウド）へ送信し、送信された雨量データをパソコン、スマートフォン、タブレット等で確認可能なシステムを構築できる機器とする。

### 2. 機器構成

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 転倒ます型雨量計   | 1 式 |
| (2) 通信モジュール    | 1 式 |
| (3) 電源部        | 1 式 |
| (4) 機器設置に必要な資材 | 1 式 |

### 3. 機器仕様

#### (1) 共通事項

各機器は屋外地表据置設置とし、設置に必要な架台、ケーブル保護管、取付金具等を含むものとする。

#### (2) 転倒ます型雨量計

- |       |  |
|-------|--|
| ① 構造  | 転倒ます型                                      |
| ② 分解能 | 1 mm/P                                     |
| ③ 精度  | 20 mm以下の雨量時：±0.5 mm以下<br>20 mm以上の雨量時：±3%以内 |
| ④ 筐体  | ステンレス製                                     |
| ⑤ その他 | 通信モジュールへ雨量データ伝送が可能なこと。                     |

### (3) 通信モジュール

通信モジュールは制御部及び無線部（LTE）等で構成されるものとし、雨量計からのパルス信号を受信し、通信事業者のLTE回線を使用してIoTプラットフォーム（クラウド）へ雨量データを送信可能なものとする。

なお、使用するLTE回線は、NTTドコモ、auより選択可能なものとする。

- ① 制御部 製作メーカー標準の構成とする。
- ② 無線部（LTE） 製作メーカー標準の構成とする。
- ③ ソフトウェア
  - 1) 雨量計測間隔 10分毎
  - 2) 通信プロトコル 製作メーカー標準とする。
  - 3) アップロード先 製作メーカーが提供するIoTプラットフォーム（クラウド）
- ④ 電源 第3節3.（4）に記載の電源部より入力可能なこと。
- ⑤ 筐体 屋外鋼板製又は同等以上

### (4) 電源部

電源部は太陽光パネル及び蓄電池（盤内収容）から構成されるものとし、無日照時において5日間以上欠測することなくデータ取得及び送信が可能なものとする。

## 第4節 LTE回線契約等

本購入には以下の契約等は含まないものとし、IoT雨量計の使用開始時に別途機構がLTE回線契約等の申込みを行うものとする。

- (1) IoT雨量計よりIoTプラットフォーム（クラウド）への雨量データ送信に使用するLTE回線契約
- (2) 雨量データの閲覧を行うためのクラウドサービス契約
- (3) クラウドサービス設定費用
- (4) IoT雨量計の設置・調整に係る費用

## 第5節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年2月9日に交付された「IoT 雨量計購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。